



ICSL2017 調査依頼および提訴 への回答

【スプリント競技部門】

2017年11月11日

2017年度日本学生オリエンテーリング選手権大会
スプリント競技部門 実行委員会

調査依頼回答 (名古屋大学)

名古屋大学 杉本 石山 良太

<内容>

スタート時において、チャイム音5つのうち4つ目（指示音正見出陣時刻より
（少し早い時期）でスタート棒を引く、競技を開始したと思われた選手が
複数見受けられた。後にそのような事態が実際発生していた場合は、
正見の時刻に出陣した選手との間に公平性が保たれていないと
思うため、このようなことが起きていたかどうかを調査していただきたい。

二二まで

スタートカメラの映像とスタート役員へのヒアリングにより、競技結果に
影響を与えるフライングは見受けられなかった。

フライング競技責任者

安中勇太

提訴 文大2 M2 森河

標高青黄テープは足元付近にあり、

車に注意している際にこれは視界に

入り得ない。それに加えて、競技者は

地図上の通過点と足元付近のパーブリアムを

見分ける必要がある。これはレースのためA滑に

そこを通過する必要がある。

車を含めてこの全てのことを同時に行うのは

極めて困難であり、他の競技者が通過の際に

車が来ている場合もそこを踏まないと

公平性に問題がある

よって明令禁止区域侵入による失格の
取り消しを求めます。

提訴回答(京都大学 森河選手)

○ 提訴に対する回答

京都大学2年 森河選手

失格の取消は行わない。

地図、現地ともに表示は十分分かり易い状態であった。

又、自身の安全を確保する事は競技者の責であると、

十分に告知されていた。

これらの事から、車の接近が立入禁止区域に進入した事を認める理由とはならない

2017年 11月 17日

裁定委員 高橋 厚

・ 加納 尚子

・ 堀田 遼

提訴

京都大学 伴 玄輝

たしかに誘導は左手にしているが、高さは一貫しておらず、誘導が紛れていると誤認(怖)なっており、適切とは言えない。また誘導終了の看板が見えるかどうかは、高速下の選手と、立って見ている人とは条件がまったく違うので、~~参考~~とはならない。また、全員が同じ誘導をたどっているというのは公平性とは関係が~~無~~い。

誘導を外れた人はたゞ、本人よりも不利なルートとなっているため、~~競技~~人の影響はタイムが遅くなる方向に働いているため失格取消し、しても順位に影響はない。

以上の理由により、調査依頼に対して提訴を行う。

提訴回答 (京都大学 伴選手)

○ 提訴に対する回答

京都大学 3年 伴 選手

失格処分の取消は行わない。

テ-7°誘導については、万全ではなかった部分も在るが、適正な現地表示であった。誘導区間を辿る事は競技者の責務である。

2017年 7月 11日

裁定委員 高橋 厚

堀田 遼

加納 尚子